

改 正 後	現 行
高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱 (略) (補助の目的及び補助対象事業) 第2条 県は、浜の活力再生プラン<u>(漁業所得を10%以上向上することを目的とするものに限る。)</u>を上位計画とし、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図るために、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）に基づいて、別表第1に定める事業実施主体が実施する養殖施設、漁業共同利用施設、加工流通共同利用施設及び防災対策関連施設等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）に、市町村（以下「補助事業者」という。）が補助する経費及び補助事業者が施設等整備事業を実施するために要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。<u>ただし、別表第2の資源増養殖目標のソフト事業のうち、「内水面水産資源の調査・指導」及び「甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧」のメニューについては、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を補助事業者とすることができる。</u> (略) (補助の条件) 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) ～ (11) (略) <u>(12) 事業実施主体は、事業ごとにクロスコンプライアンスチェックシート（別記第3－1号様式又は別記第3－2号様式）を作成し、取り組む内容を申請時に知事に提出すること。また、事業実施後には取り組んだ内容を報告すること。</u>	高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱 (略) (補助の目的及び補助対象事業) 第2条 県は、浜の活力再生プランを上位計画とし、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図るために、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）に基づいて、別表第1に定める事業実施主体が実施する養殖施設、漁業共同利用施設、加工流通共同利用施設及び防災対策関連施設等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）に、市町村（以下「補助事業者」という。）が補助する経費及び補助事業者が施設等整備事業を実施するために要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。<u>(追加)</u> (略) (補助の条件) 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) ～ (11) (略) <u>(追加)</u>

改 正 後 (略)	現 行 (略)																		
(概算払) 第 8 条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。 2 知事は前項の規定による請求があったときは、出来高検査を行い、その出来高の事業費に相当する補助金の 9 割以内で概算払をすることができる。 (繰越承認申請) 第 9 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第5号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を翌年度の 4 月 15 日までに知事に提出しなければならない。 (状況報告) 第 10 条 規則第 10 条第 1 項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>様式</th><th>提 出 期 限</th></tr><tr><td>事業着手報告書</td><td>別記第7号様式</td><td>補助事業の着手後 7 日以内</td></tr><tr><td>遂行状況報告書</td><td>別記第8号様式</td><td>事業の着手後 9 月末現在の状況について 10月10日まで</td></tr></table> (実績報告) 第 11 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第9－1 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、1 部を知事に提出しなければならない。 (略) 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合につい	種類	様式	提 出 期 限	事業着手報告書	別記第 7 号様式	補助事業の着手後 7 日以内	遂行状況報告書	別記第 8 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10月10日まで	(概算払) 第 8 条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。 2 知事は前項の規定による請求があったときは、出来高検査を行い、その出来高の事業費に相当する補助金の 9 割以内で概算払をすることができる。 (繰越承認申請) 第 9 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を翌年度の 4 月 15 日までに知事に提出しなければならない。 (状況報告) 第 10 条 規則第 10 条第 1 項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>様式</th><th>提 出 期 限</th></tr><tr><td>事業着手報告書</td><td>別記第6号様式</td><td>補助事業の着手後 7 日以内</td></tr><tr><td>遂行状況報告書</td><td>別記第7号様式</td><td>事業の着手後 9 月末現在の状況について 10月10日まで</td></tr></table> (実績報告) 第 11 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第8－1 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、1 部を知事に提出しなければならない。 (略) 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合につい	種類	様式	提 出 期 限	事業着手報告書	別記第 6 号様式	補助事業の着手後 7 日以内	遂行状況報告書	別記第 7 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10月10日まで
種類	様式	提 出 期 限																	
事業着手報告書	別記第 7 号様式	補助事業の着手後 7 日以内																	
遂行状況報告書	別記第 8 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10月10日まで																	
種類	様式	提 出 期 限																	
事業着手報告書	別記第 6 号様式	補助事業の着手後 7 日以内																	
遂行状況報告書	別記第 7 号様式	事業の着手後 9 月末現在の状況について 10月10日まで																	

改 正 後

ては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（事後評価報告）

第12条 補助事業者は、目標年度の翌年度において、水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況を別記第11－1号様式により県に報告するものとする。

なお、漁港機能高度化目標のうち防災対策については、対象から除くものとする。

（略）

（附則）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（削除）

（削除）

（略）

別表第1（第2条関係）

政策目標	事業実施主体	
（略）		
漁港機能高度化目標	防災対策	水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）
	活性化対策	地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体

現 行

ては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（事後評価報告）

第12条 補助事業者は、目標年度の翌年度において、水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況を別記第10－1号様式により県に報告するものとする。

なお、漁港機能高度化目標のうち防災対策については、対象から除くものとする。

（略）

（附則）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

~~（附則）~~

~~1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。~~

~~（附則）~~

~~1 この要綱は、令和5年6月13日から施行し、令和4年3月29日から適用する。~~

~~2 ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和4年度予算に係る事業については、なお従前の例による。~~

（略）

別表第1（第2条関係）

政策目標	事業実施主体	
（略）		
漁港機能高度化目標	防災対策	水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>

改 正 後						現 行					
別表第 2（ <u>第 2 条</u> 、第 3 条関係） 1. 資源増養殖目標 <u>ア ハード事業</u>						別表第 2（第 3 条関係） 1. 資源増養殖目標 <u>(追加)</u>					
メニュー名	対象施設	補助率	下限 事業費	実施要件	事業内容	メニュー名	対象施設	補助率	下限 事業費	実施要件	事業内容
養 殖 施 設 の整備	養殖施設(養殖施設再配置含む) <u>の整備</u>	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内) ※	500万円（内水面については 300 万円）	・漁業管理、資源回復、漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生じる場合など）は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。補助対象は繫留資材に限る。	・魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材 <u>の整備</u>	養 殖 施 設 の整備	養殖施設(養殖施設再配置含む)	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内) ※	500万円（内水面については 300 万円）	・漁業管理、資源回復、漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生じる場合など）は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。補助対象は繫留資材に限る。	・魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材
	種苗生産施設（養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設） <u>の整備</u>		500 万円	—	・所得向上を目的に養殖用及び放流用の魚介類等をふ化、育成する施設 <u>の整備</u>		種苗生産施設（養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設）		500 万円	—	・所得向上を目的に養殖用及び放流用の魚介類等をふ化、育成する施設
	<u>地下海水取水施設の整備</u>		<u>300 万円</u>		<u>魚介類等の養殖又は養殖用種苗生産に利用するための地下海水の取水施設の整備</u>		<u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>
海 面 資 源 増 殖 施 設 の整備	種苗生産施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの） <u>の整備</u>	10 分 の 5 以 内（た だ し、 別 表 第 3 に 定 め る 事 業 に 該 当 する 場 合 は、10 分 の 6 以 内）	500 万円	・次のいずれかに該当するものを対象とする。 ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な地域で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため県等が行う調査の結果が、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担	魚介類等をふ化、育成する施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの） <u>の整備</u>	海 面 資 源 増 殖 施 設 の整備	種苗生産施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）	10 分 の 5 以 内（た だ し、 別 表 第 3 に 定 め る 事 業 に 該 当 する 場 合 は、10 分 の 6 以 内）	500 万円	・次のいずれかに該当するものを対象とする。 ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な地域で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため県等が行う調査の結果が、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担	魚介類等をふ化、育成する施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）

改 正 後						現行					
				いう場所で実施するもの <u>に限る。</u> イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体として実施するもの ウ 既存の施設を利用した増設、改築、合体及び併設により新技術導入等のための施設を整備するもの					いう場所で実施するもの。 イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体として実施するもの ウ 既存の施設を利用した増設、改築、合体及び併設により新技術導入等のための施設の整備に係るもの		
さけ・ます増殖施設の整備	種苗生産施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの） <u>の整備</u>		300 万円	・サケの放流尾数の県内合計が過去３年連続して200万尾以上であること。 ・県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去３年連続して1万尾以上であること。	・捕獲、蓄養、採卵施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。） <u>の整備</u> ・ふ化施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。） <u>の整備</u> ・飼育管理施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。） <u>の整備</u> ・給排水施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。） <u>の整備</u> ・自動給餌・自動池掃除施設（水流式、ブラシ式等） <u>の整備</u> ・環境負荷低減施設（稚魚の飼育により生じる残餌、糞等処理するための排水処理施設、残滓処理施設、沈殿池を含む。） <u>の整備</u> ・海中飼育施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。）	さけ・ます増殖施設の整備	種苗生産施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）	300 万円	・サケの放流尾数の県内合計が過去３年連続して200万尾以上であること。 ・県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去３年連続して1万尾以上であること。	・捕獲、蓄養、採卵施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。） ・ふ化施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。） ・飼育管理施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。） ・給排水施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。） ・自動給餌・自動池掃除施設（水流式、ブラシ式等） ・環境負荷低減施設（稚魚の飼育により生じる残餌、糞等処理するための排水処理施設、残滓処理施設、沈殿池を含む。） ・海中飼育施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。）	

改 正 後					現行				
				む。) ・取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道（魚道） ・魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等） <u>の整備</u>					む。) ・取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道（魚道） ・魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）
内水面増殖施設の整備	内水面漁場環境改善	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面の漁場環境改善を図るために行う基盤や施設の整備。内水面資源の産卵、育成に適した環境を整備するために行う自然石やネット等の基質の設置、漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物等の障害物を除去すること、取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける内水面資源が上流へ遡るための通り道（魚道）及び魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）、ブロック・自然石等（魚礁） <u>を設置すること等</u>	内水面増殖施設の整備	内水面漁場環境改善	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面の漁場環境改善を図るために行う基盤や施設の整備。内水面資源の産卵、育成に適した環境を整備するために行う自然石やネット等の基質の設置、漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物等の障害物を除去すること、取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける内水面資源が上流へ遡るための通り道（魚道）及び魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）、ブロック・自然石等（魚礁） を 設置
	種苗生産施設（内水面資源の増大を目的としたもの） <u>の整備</u>	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。	・地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化、育成し、放流等に適したサイズまで育成するための施設 <u>の整備</u>		種苗生産施設（内水面資源の増大を目的としたもの）	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。	・地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化、育成し、放流等に適したサイズまで育成するための施設
	内水面資源増	300 万円	・内水面漁業に係るものに限	・内水面資源を維持増		内水面資源増	300 万円	・内水面漁業に係るものに限	・内水面資源を維持増

改 正 後						現行					
	殖関連施設（種 苗生産施設を 除く。）の整備			る。 ・漁業管理、資源回復の取組 を阻害するおそれのあるも の（資源回復に取り組むべき 魚種に対して過剰漁獲が生 ずる場合など）は、対象とし ないものとする。	大・増殖するための関 連施設（給排水施設、 給排水等処理施設、種 苗採捕施設、病害汚濁 防止施設等）及び間接 的施設（体験学習・展 示施設、遊漁関連施設 等）の整備		殖関連施設（種 苗生産施設を 除く。）			る。 ・漁業管理、資源回復の取組 を阻害するおそれのあるも の（資源回復に取り組むべき 魚種に対して過剰漁獲が生 ずる場合など）は、対象とし ないものとする。	大・増殖するための関 連施設（給排水施設、 給排水等処理施設、種 苗採捕施設、病害汚濁 防止施設等）及び間接 的施設（体験学習・展 示施設、遊漁関連施設 等）
ノリ養殖 競争力強 化に資す る整備	ノリ高性能刈 取船の取得等	10分の5 以内（た だし、別 表第3に 定める事 業に該当 する場合 は、10分 の6以内） ※	500万円	—	・ノリ競争力強化のため に必要なノリ高性能 刈取船の取得等	ノリ養殖 競争力強 化に資す る整備	ノリ高性能刈 取船	10分の5 以内（た だし、別 表第3に 定める事 業に該当 する場合 は、10分 の6以内） ※	500万円	—	・ノリ競争力強化のため に必要なノリ高性能 刈取船
	大型ノリ自動 乾燥機の導入		500万円	・原則として規模が10連以 上のものに限る。	・ノリ競争力強化のため に必要な大型ノリ自 動乾燥機の導入 ・附帯施設のみの整備		大型ノリ自動 乾燥機		500万円	・原則として規模が10連以 上のものに限る。	・ノリ競争力強化のため に必要な大型ノリ自 動乾燥機 ・附帯施設のみの整備
	大型ノリ自動 乾燥機の設置 に必要な上屋 の整備		500万円	—	・大型ノリ自動乾燥機 の設置に必要な上屋の 整備		大型ノリ自動 乾燥機の設置 に必要な上屋		500万円	—	・大型ノリ自動乾燥機 の設置に必要な上屋
その他、浜 の活力再 生プラン で必要と なる取組	浜の活力再生 プランの目標 達成に必要と なる施設の整備	10分の5 以内（た だし、別 表第3に 定める事 業に該当 する場合 は、10分 の6以内）	500万円 （内水面及 びさけ・ま すについては300万円）	浜の活力再生プランの目標 達成に必要となる施設に限 る。	・浜の活力再生プラン の目標達成に必要なと なる施設の整備	その他、浜 の活力再 生プラン で必要と なる取組	浜の活力再生 プランの目標 達成に必要と なる施設	10分の5 以内（た だし、別 表第3に 定める事 業に該当 する場合 は、10分 の6以内）	500万円 （内水面及 びさけ・ま すについては300万円）	浜の活力再生プランの目標 達成に必要となる施設に限 る。	・浜の活力再生プラン の目標達成に必要なと なる施設
本体施設 に同じ	上記の附帯施 設の整備	本体施設 に同じ	同左	—	—	本体施設 に同じ	上記の附帯施 設	本体施設 に同じ	同左	—	—
イ ソフト事業						(追加)					
メニュー名		補助率	実施要件								
内水面水産資 源の調査・指 導		10分の5以 内（た だし、別表第 3に定める 事業に該 当する場 合は、10分 の6以内）	内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再 生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために行う次の調査等 とする。 （1）内水面水産資源量調査 河川、湖沼等における内水面水産資源の状況の調査 （2）内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 内水面水産資源へ影響を及ぼしている要因調査、漁場環境の再生に関 する施策を実施するために必要な調査・指導等								

改 正 後

甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき「激甚災害」として指定された災害による被害又は水産庁長官がその被害の状況から特に必要であると認める災害による被害であって、被災前の内水面資源状況についての客観的なデータを有し、都道府県等の公的機関により災害による被害状況を証明できる場合に、内水面資源の復旧のために実施する増殖等とする。
養殖生産工程の管理	養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上を図るために行う次の対策とする。 (1) 養殖生産履歴の記録手法の策定 水産エコラベルなど養殖生産工程の管理のために、事業主体が地域の特性を考慮した対象種ごとの養殖生産履歴の記録手法を策定 (2) 養殖生産履歴の記録手法の普及 策定した養殖生産履歴の記録手法を適正に実践させるための関係者に対する研修会や指導会議の開催並びに啓発及び指導用資料の作成配布等
地下海水の試掘調査	陸上養殖施設（養殖用種苗生産施設を含む。）に用いる地下水の取水施設の設置を目的に行う調査とする。
その他、浜の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要なとなる取組に限る。

(略)

2. 経営構造改善目標

対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容
荷さばき施設	10 分の 5 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)	500 万円	・地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)に定めるもの)は対象としない。 ・年間水揚量が <u>3,000</u> トン以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,000 トン以上)の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)

現行

(略)

2. 経営構造改善目標

対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容
荷さばき施設	10 分の 5 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)	500 万円	・地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)に定めるもの)は対象としない。 ・年間水揚量が 6,000 トン以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,000 トン以上)の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)

改正後

			第 2382 号水産庁長官通知) に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。) が策定されていること。 ・市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画(水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水漁第 4504 号水産庁長官通知) に基づき県が策定する整備計画をいう。) に基づくものであること。 <u>・卸売市場を整備する場合においては、水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。</u>	
鮮度保持施設	10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内) ※		年間水揚量が <u>3,000</u> トン以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 トン以上の <u>年間取扱量が見込まれる場合も含む。</u>) の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
作業保管施設	10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)		水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	
加工処理施設	10 分の 4 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場		漁獲物の加工処理施設	

現行

			第 2382 号水産庁長官通知) に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。) が策定されていること。 ・市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画(水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水漁第 4504 号水産庁長官通知) に基づき県が策定する整備計画をいう。) に基づくものであること。 <u>(追加)</u>	
鮮度保持施設	10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内) ※		年間水揚量が 8,000 トン以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される <u>場合にあっては</u> 、3,000 トン以上) の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
作業保管施設	10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)		水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	
加工処理施設	10 分の 4 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場		漁獲物の加工処理施設	

改 正 後					現 行				
		合は、10 分の 5 以 内) ※				合は、10 分の 5 以 内) ※			
海水処理施設	10 分の 5 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 6 以内)		年間水揚量が <u>3,000</u> トン以上（産地 市場の統廃合等に伴って集出荷機 能が集約され、3,000 トン以上の <u>年 間取扱量が見込まれる場合も含 む。</u> ）の地域にあっては、水産物集 出荷機能集約・強化対策事業基本計 画が策定されていること。	漁業生産関連作業に 使用する海水の殺菌 処理等の施設	海水処理施設	10 分の 5 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 6 以内)		年間水揚量が 5,000 トン以上（産地 市場の統廃合等に伴って集出荷機 能が集約される <u>場合にあっては</u> 、 3,000 トン以上）の地域にあって は、水産物集出荷機能集約・強化対 策事業基本計画が策定されている こと。	漁業生産関連作業に 使用する海水の殺菌 処理等の施設
蓄養施設	10 分の 4 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 5 以内)			漁獲物を出荷調整等 のため一時的に飼育 する施設	蓄養施設	10 分の 4 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 5 以内)			漁獲物を出荷調整等 のため一時的に飼育 する施設
漁獲物運搬施設	10 分の 4 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 5 以内) ※			・年間水揚量が <u>3,000</u> トン以上（産 地市場の統廃合等に伴って集出荷 機能が集約され、3,000 トン以上の <u>年 間取扱量が見込まれる場合も含 む。</u> ）の地域にあっては、水産物集 出荷機能集約・強化対策事業基本計 画が策定されていること。 ・離島等の条件不利地域を対象とす るものであること。	漁獲物運搬船	10 分の 4 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 5 以内) ※			・年間水揚量が 5,000 トン以上（産 地市場の統廃合等に伴って集出荷 機能が集約される <u>場合にあっては</u> 、 3,000 トン以上）の地域にあって は、水産物集出荷機能集約・強化対 策事業基本計画が策定されている こと。 ・離島等の条件不利地域を対象とす るものであること。
漁船保全修理施設	10 分の 4 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 5 以内)		—	漁船の補修・修繕を 目的として陸揚げす るための施設	漁船保全修理施設	10 分の 4 以 内（た だし、別 表第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 5 以内)		—	漁船の補修・修繕を 目的として陸揚げす るための施設
漁業作業軽労化機 能整備	10 分の 5 以 内(ただし、 別表第 3 に 定める事業		—	負担軽減、事故防止、 バリアフリー化のた めの段差解消、クレ ーン整備等のための	漁業作業軽労化機 能整備	10 分の 5 以 内(ただし、 別表第 3 に 定める事業		—	負担軽減、事故防止、 バリアフリー化のた めの段差解消、クレ ーン整備等のための

改 正 後					現行				
	に 該 当 す る 場 合 は、10 分 の 6 以 内)			施設改築、機器整備		に 該 当 す る 場 合 は、10 分 の 6 以 内)			施設改築、機器整備
電力・燃油補給施設	10分の5 以内(た だ し、別 表第3に 定め る 事 業 に 該 当 す る 場 合 は、10分 の 6 以 内) ※	300万円	—	電力・燃油補給施設	燃油補給施設	10分の5 以内(た だ し、別 表第3に 定め る 事 業 に 該 当 す る 場 合 は、10分 の 6 以 内) ※	300万円	—	燃油補給施設
省エネルギー型施設機能整備		300 万円（機器 の 場 合 200 万 円）	施設稼働にかかるエネルギーの消費 量又はそのコストを1割以上削減 すること。	—	省エネルギー型施設機能整備		300 万円（機器 の 場 合 200 万 円）	施設稼働にかかるエネルギーの消費 量又はそのコストを1割以上削減 すること。	—
小規模漁場施設	10 分 の 5 以 内 （ た だ し、別表 第 3 に 定め る 事 業 に 該 当 す る 場 合 は、10 分 の 6 以 内)	500 万円	・事業効果の把握のため必要な情報の 収集体制が整っていること。 ・漁獲規制を含む漁場管理規程を定め ること。 ・海藻の繁茂する場の造成にあつて は総事業費1億円未満であること。	有用水産生物の発生及び成育に適した 環境を整備するために行う以下の整備 ・着定基質（自然石、コンクリートブ ロック等）の設置 ・漁場の底質改善（堅くなった底質を 耕すこと（耕うん）、底質を整えるこ と（整地）、堆積物や雑海藻等の除去 （しゅんせつ及び有害生物等の除去） ・海藻の繁茂する場の造成	小規模漁場施設	10 分 の 5 以 内 （ た だ し、別表 第 3 に 定め る 事 業 に 該 当 す る 場 合 は、10 分 の 6 以 内)	500 万円	・事業効果の把握のため必要な情報の 収集体制が整っていること。 ・漁獲規制を含む漁場管理規程を定め ること。 ・海藻の繁茂する場の造成にあつて は総事業費1億円未満であること。	有用水産生物の発生及び成育に適した 環境を整備するために行う以下の整備 ・着定基質（自然石、コンクリートブ ロック等）の設置 ・漁場の底質改善（堅くなった底質を 耕すこと（耕うん）、底質を整えるこ と（整地）、堆積物や雑海藻等の除去 （しゅんせつ及び有害生物等の除去） ・海藻の繁茂する場の造成
			(略)					(略)	
水産情報高度利用施設			—	衛星からの海況情報や漁船の安全航	水産情報高度利用施設			—	衛星からの海況情報や漁船の安全航

改 正 後				現 行			
			行（漁業者落水時の自動通報等を含む）のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る。）				行（漁業者落水時の自動通報等を含む）のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る。）
<u>衛生環境強化機能整備</u>		＝	<u>共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備</u>	<u>（追加）</u>		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
漁業研修等施設	10 分の 5 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内）又は 3 分の 1 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、30 分の 13 以内）	・ 漁業研修施設の事業実施主体は、地方公共団体等が出資する法人及び漁業協同組合連合会に限る。 ・ 建設面積が 300 ㎡を超える漁業研修施設の補助率は 3 分の 1（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、30 分の 13）以内とする。	・ 漁業研修施設については、漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設 ・ 女性等活動拠点施設については、女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設	漁業研修施設	10 分の 5 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内）又は 3 分の 1 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、30 分の 13 以内）	・ 漁業研修施設の事業実施主体は、地方公共団体等が出資する法人及び漁業協同組合連合会に限る。 ・ 建設面積が 300 ㎡を超える漁業研修施設の補助率は 3 分の 1（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、30 分の 13）以内とする。	・ 漁業研修施設については、漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設 ・ 女性等活動拠点施設については、女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設
<u>水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備</u>	<u>10 分の 5 以内（ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内）</u>	＝	<u>産地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>

改 正 後					現行				
<u>再生可能エネルギー利用施設・機能整備</u>			<u>共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。</u>	<u>・太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備・共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築</u>	<u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	
上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左	—	—	上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左	—	—
(略)					(略)				
3. 加工流通構造改善目標					3. 加工流通構造改善目標				
対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容	対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容
荷さばき施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内)	1,000万円	・水産物産地市場※のうち卸売市場法第13条第1項の卸売市場(地方卸売市場)に限る。 ・水産物産地市場再編整備計画に基づくものに限る。 <u>・水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。</u> ・水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画を策定している場合は、補助率10分の5(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6)以内とする。	水産物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)	荷さばき施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内)	1,000万円	・水産物産地市場※のうち卸売市場法第13条第1項の卸売市場(地方卸売市場)に限る。 ・水産物産地市場再編整備計画に基づくものに限る。 <u>(追加)</u> ・水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画を策定している場合は、補助率10分の5(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6)以内とする。	水産物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)
(略)					(略)				

改 正 後				現 行			
加工流通作業等軽 労化機能整備	10 分の 5 以 内（た だ し、別 表 第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 6 以内)	—	負担軽減、事故防止、 バリアフリー化のため の段差解消、クレー ン整備、電子化等のた めの施設改築、機器整 備	加工流通作業等軽 労化機能整備	10 分の 5 以 内（た だ し、別 表 第 3 に 定める事 業に該当 する場合 は、10 分 の 6 以内)	—	負担軽減、事故防止、 バリアフリー化のため の段差解消、クレー ン整備、電子化等のた めの施設改築、機器整 備
<u>衛生環境強化機能 整備</u>			<u>共同利用施設におけ る衛生環境強化のため の施設改築、機器 整備</u>	<u>(追加)</u>			<u>(追加)</u>
<u>水産資源評価 ・管 理のための電子化 推進施設・機能整 備</u>			<u>産地市場における漁 獲情報、漁場における 海況情報等の水産資 源評価・管理に活用す る情報を電子化する ための施設・機器整備</u>	<u>(追加)</u>			<u>(追加)</u>
<u>再生可能エネルギ ー利用施設・機能整 備</u>		<u>共同利用施設等へ太陽光、風力、水 産系廃棄物等を原料としたバイオ マス、雪氷熱等により発電したエ ネルギーを供給するために必要な 発電施設及びそれに附属する設備 で、当該施設を構成するのに必要 なものとする。ただし、電気事業者 による再生可能エネルギー電気の 調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条の再生可能 エネルギー発電設備の対象となる 場合を除く。</u>	<u>・太陽光、風力、水 産 系廃棄物等を原 料としたバイオマ ス、雪氷熱等の再生 可能エネルギーを利 用する発電施設であ り、漁業地域の省エ ネルギー化や温暖化 対策、循環型社会の 構築等に資する施設 及びそれに附属する 設備・共同利用施設 等における再生可能 エネルギーの利用の ための施設改築</u>	<u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

改 正 後					現行				
その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)		浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。	その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)		浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。
上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左	＝	＝	上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左		
(略)					(略)				
4. 漁港機能高度化目標					4. 漁港機能高度化目標				
対象施設	補助率	事業内容			対象施設	補助率	事業内容		
<u>防災対策推進事業</u>	<u>以下のア又はイに定める場合を除き、補助率 10 分の 5 以内</u> <u>ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号) 第 13 条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については補助率 30 分の 23 以内とする。</u> <u>イ アに該当しない場合で、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域にあっては、補助率 10 分の 6.5 以内とする。</u>	<u>①津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル、避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査等)</u> <u>②研修等の啓発活動、当該地区の防災対策の検討に係る関係者協議等、当該地区の自主的な防災・減災への取組に係る経費</u> <u>③既存の共同利用施設の耐震診断</u> <u>④その他事業目的達成のために(1)施設整備事業と一体となってその効果を増大させるため実施する必要があると認められるもの</u>			津波漂流物防止施設	以下のア又はイに定める場合を除き、補助率 10 分の 6 以内 ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号) 第 13 条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については補助率 30 分の 23 以内とする。 イ アに該当しない場合で、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域にあっては、補助率 6.10 分の 5 以内とする。	一津波・高潮時の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁、柵等及びこれらの附属設備の整備		
<u>活性化対策推進事業</u>	<u>10 分の 5 以内(ただし、別表第 3 に定める事業に該当する場合は、10 分の 6 以内)</u>	<u>①海業支援施設等の効果を促進し、かつ継続的なものとするための情報発信等及びこれに係る調査等</u> <u>②海業支援施設等の活用により地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査等</u> <u>③漁港・漁村地域における交流面での活性化のための調査(地域人材の育成、漁村の町並み保全、基本方策の検討、民間ノウハウの活用(民間企業との連携、外部人材招聘等)等)</u>			避難施設	一災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備可能とする。	一異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備		
					異常気象情報観測施設		一異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備		
					異常気象監視施設		一異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備		

改正後

別表第3（第3条関係）

対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) <u>高知マリンイノベーションの推進</u>	ア 操業の効率化を図るため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 産地市場のＩｏＴ化を推進するため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(2) <u>養殖業の振興</u>	ア ブリの人工種苗<u>導入</u>の推進や<u>既存養殖事業者の生産規模拡大及び</u>養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
2 市場対応力のある産地加工体制の <u>強化</u>	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	ア 加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化並びに輸出に対応した加工施設の立地<u>支援及び</u>促進を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ <u>輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するために必要なかん水蓄養殖施設、ＨＡＣＣＰ認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置</u>に必要な経費

現行

別表第3（第3条関係）

対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) <u>効率的な漁業生産体制への転換</u>	ア 操業の効率化を図るため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 産地市場のＩｏＴ化を推進するため、ＩｏＴやＡＩ等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(2) <u>養殖生産の拡大</u>	ア ブリの人工種苗<u>生産</u>の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
2 市場対応力のある産地加工体制の <u>構築</u>	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化	ア 加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化並びに輸出に対応した加工施設の立地促進を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ <u>アの導入に向けて必要な実験事業の実施</u>に必要な経費

改 正 後			現 行		
	(2) 加工関連産業の強化	ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費		(2) 加工関連産業の強化	ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大 (2) 輸出の拡大	ア 「高知家の魚応援の店」や卸売市場関係者のネットワークを活用した、又は国内外の商社等と連携した大都市圏や海外への外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費	3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	ア 「高知家の魚応援の店」や消費地市場のネットワークを活用した、又は関西圏とのパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
4 担い手の確保・育成	新規就業者の確保・育成	新規就業者の確保・育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費		(2) 輸出の拡大	ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養施設、HACCP認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費
5 防災減災対策	津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費	4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費
6 その他知事が特に認める事業		1 から 4 までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費	(追加)	(追加)	(追加)
			5 その他知事が特に認める事業		1 から 4 までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費
(略)			(略)		
別表第 5（第 5 条関係） 補助事業の重要な変更			別表第 5（第 5 条関係） 補助事業の重要な変更		
区 分	変 更 内 容		区 分	変 更 内 容	
事業内容の変更	(1) 成果目標の新設、変更又は廃止（交付額の変更を伴わない場合であって、事業計画の変更の承認を受けた場合を除く。） (2) 事業の実施地区の新設、変更若しくは廃止又は事業実施主体の変更 (3) 附帯事業の新設又は廃止 (4) 補助対象経費を増額する場合 (5) 補助対象経費を 20 パーセントを超えて減額する場合		事業内容の変更	(1) 成果目標の新設、変更又は廃止（交付額の変更を伴わない場合であって、事業計画の変更の承認を受けた場合を除く。） (2) 事業の実施地区の新設、変更若しくは廃止又は事業実施主体の変更 (3) 附帯事業の新設又は廃止 (4) 補助対象経費を増額する場合 (5) 補助対象経費を 30 パーセントを超えて減額する場合	
(略)			(略)		

改正後	現行
第1－2号様式（第4条、<u>第5条</u>関係） （略） 第1－3号様式（第4条、第5条、第10条、<u>第11条</u>関係） （略）	第1－2号様式（第4条関係） （略） 第1－3号様式（第4条、第5条、第10条関係） （略）

改 正 後

現 行

第3-1号様式（第5条関係）環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（地方公共団体向け）（〇〇事業）

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 水産用医薬品の適正な使用	☐
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)

（追加）

改 正 後

現行

⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7)環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(追加)

改 正 後

現行

第3－2号様式（第5条関係）環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（地方公共団体以外向け）（〇〇事業）

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 水産用医薬品の適正な使用	☐
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)

（追加）

改 正 後	現 行
第4号様式（第8条関係） （略） 第5号様式（第9条関係） （略） 第6号様式（第9条関係） （略） 第7号様式（第10条関係） （略） 第8号様式（第10条関係） （略）	第3号様式（第8条関係） （略） 第4号様式（第9条関係） （略） 第5号様式（第9条関係） （略） 第6号様式（第10条関係） （略） 第7号様式（第10条関係） （略） +

改 正 後										現 行																																																																																																					
第 9 - 1 号様式（第11条関係）										第 8 - 1 号様式（第11条関係）																																																																																																					
第 年 月 日										第 年 月 日																																																																																																					
高知県知事 様										高知県知事 様																																																																																																					
所在地 名称 代表者 職氏名										所在地 名称 代表者 職氏名																																																																																																					
年度高知県水産業強化支援事業費補助金実績報告書										年度高知県水産業強化支援事業費補助金実績報告書																																																																																																					
年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり 年度高知県水産業強化支援事業を実施したので、高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告する。										年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知に基づき、下記のとおり 年度高知県水産業強化支援事業を実施したので、高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告する。																																																																																																					
記										記																																																																																																					
<table><thead><tr><th rowspan="2">政策目標</th><th rowspan="2">事業実施 主体</th><th rowspan="2">対象施設</th><th colspan="3">事 業 費</th><th colspan="3">負 担 区 分</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>総事業費 A+B+C+D</th><th>補助対象 経費 A+B+C</th><th>対象外 経費 D</th><th>県費 補助金 A</th><th>市町村費 B</th><th>その他 C</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">市町村附帯事務費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>										政策目標	事業実施 主体	対象施設	事 業 費			負 担 区 分			備考	総事業費 A+B+C+D	補助対象 経費 A+B+C	対象外 経費 D	県費 補助金 A	市町村費 B	その他 C				円	円	円	円	円	円		市町村附帯事務費										合計										<table><thead><tr><th rowspan="2">政策目標</th><th rowspan="2">事業実施 主体</th><th rowspan="2">対象施設</th><th colspan="3">事 業 費</th><th colspan="3">負 担 区 分</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>総事業費 A+B+C+D</th><th>補助対象 経費 A+B+C</th><th>対象外 経費 D</th><th>県費 補助金 A</th><th>市町村費 B</th><th>その他 C</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">市町村附帯事務費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>										政策目標	事業実施 主体	対象施設	事 業 費			負 担 区 分			備考	総事業費 A+B+C+D	補助対象 経費 A+B+C	対象外 経費 D	県費 補助金 A	市町村費 B	その他 C				円	円	円	円	円	円		市町村附帯事務費										合計									
政策目標	事業実施 主体	対象施設	事 業 費			負 担 区 分			備考																																																																																																						
			総事業費 A+B+C+D	補助対象 経費 A+B+C	対象外 経費 D	県費 補助金 A	市町村費 B	その他 C																																																																																																							
			円	円	円	円	円	円																																																																																																							
市町村附帯事務費																																																																																																															
合計																																																																																																															
政策目標	事業実施 主体	対象施設	事 業 費			負 担 区 分			備考																																																																																																						
			総事業費 A+B+C+D	補助対象 経費 A+B+C	対象外 経費 D	県費 補助金 A	市町村費 B	その他 C																																																																																																							
			円	円	円	円	円	円																																																																																																							
市町村附帯事務費																																																																																																															
合計																																																																																																															
添付書類 1 高知県水産業強化支援事業実績（第 9 - 2 号様式） 2 収支精算書（別紙 1 - 3 号様式）										添付書類 1 高知県水産業強化支援事業実績（第 8 - 2 号様式） 2 収支精算書（別紙 1 - 3 号様式）																																																																																																					
第 9 - 2 号様式（第 11 条関係） （略）										第 8 - 2 号様式（第 11 条関係） （略）																																																																																																					
第 10 号様式（第 11 条関係） （略）										第 9 号様式（第 11 条関係） （略）																																																																																																					

改 正 後	現 行
第 <u>11</u>－ 1 号様式（第12条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 所在地 名称 代表者 職氏名 年度高知県水産業強化支援事業事後評価報告書 年度に実施した高知県水産業強化支援事業の成果目標の達成状況について、高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき提出する。 添付書類 1 高知県水産業強化支援事業事後評価報告書（第 <u>11</u>－ 2 号様式） 2 その他知事が必要と認める書類 第 <u>11</u>－ 2 号様式（第 12 条関係） （略）	第 10－ 1 号様式（第12条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 所在地 名称 代表者 職氏名 年度高知県水産業強化支援事業事後評価報告書 年度に実施した高知県水産業強化支援事業の成果目標の達成状況について、高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき提出する。 添付書類 1 高知県水産業強化支援事業事後評価報告書（第 10－ 2 号様式） 2 その他知事が必要と認める書類 第 10－ 2 号様式（第 12 条関係） （略）